

全国知事会「衆院総選挙に係る政権公約の確認事項」への回答

2012年11月29日
公明党

1 震災復興と災害に強く安全で活力のある国づくり

(被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興の推進について)

復興交付金は被災自治体が地域の復興を主体的に推進するために創設されたものだが、実際の予算執行に当たってはさまざまな課題が生じた。復興交付金などを包括交付金化することは改善策の一つと考えられる。

復旧・復興は、被災地の意向が最大に反映されるべきであり、復興交付金は、その柱とも言うべきものである。住まいや雇用の確保といった被災者の生活再建は復旧・復興の進展と軌を一にすると考えられる。復旧・復興の進捗を注視し、政策的な対応が柔軟に取れる態勢を整えることが必要と考える。

(巨大地震と津波対策の加速化と抜本的な強化のための特別措置法の制定について)

自然災害が多発するわが国において、防災・減災対策の強化は不可欠である。特に、巨大地震や津波の発生が強く懸念される地域にあっては着実に対策を強化すべきであり、その意味において、特別措置法を制定する意義は大きい。

公明党は既に「東海・東南海・南海地震による超広域災害対策プロジェクトチーム」「首都直下地震対策本部」を設置している。南海トラフ地震については今年6月に自民党と共同で特措法案を国会へ提出し、首都直下地震についても特措法の提出をめざして党内で議論を進めている。

(中長期のエネルギー政策の方針の早期確立について)

原発・エネルギー政策については、震災前の議論の上に、3・11以降、かなりの国民的議論が行われてきた。むしろ従来から指摘されてきた問題点が顕在化してきたともいえる。

エネルギー政策は、日々の経済や国民生活に密接に関わるものであり、いつまでも先送りすることは政治の責任放棄となりかねない。公明党は、現段階で一定の方向性、結論を出さざるを得ない、出すべきだ、と考える。先送りすることは、新しい日本経済・社会を創造するための改革の機を逃すことになりかねない。

(シビアアクシデント対策、高経年化原子炉対策について)

原子炉等規制法の改正によって、シビアアクシデント対策の強化、高経年化炉対策としての「40年運転制限」などが盛り込まれた。これに基づき原子力規制委員会が新たな安全基準を策定するので、それに従って原子力規制を進めていく。

公明党は、衆院選公約に「国会に原子力行政監視委員会（仮称）を設置」することを掲げており、国会においても、同委員会を中心に原子力規制行政を監視していく。

(原発の再稼働について)

原発の再稼働については、安全性が確保されない限り、電力需給の逼迫を理由として行うことは容認しない。あくまでも原子力規制委員会が新たに策定する安全基準を満たすことを大前提に、国民、住民の理解を得て判断する。その際、活断層の有無な

ど立地条件を徹底的に調査するとともに、原子炉等規制法に定められた原子炉 40 年運転制限、最新の技術的知見を施設・運用に反映するバックフィット制度等を厳格に適用する。

（原子力防災対策の強化について）

原子力防災については、東電福島第一原発事故の教訓を深刻に受け止め、原子力安全神話と決別し、事故発生を常に想定して、災害防止に最善・最大の努力をする。そのため、災害対応を含め福島事故以前の法規制や指針類は抜本的に見直す。

防災対策の推進体制としては、平時から政府全体で対策を推進する「原子力防災会議」を適切に機能させるとともに、緊急事態時に設置される「原子力災害対策本部」が役割を果たせるよう整備する。また、原子力規制委員会が電力会社等から独立して中立公正な立場で防災関係を含む職権を行使できるよう、原子力規制庁に原子力安全基盤機構（JNES）を速やかに統合し、同庁自らの調査分析・情報収集の能力を強化する。

（多重型国土軸による新たな国土構造の構築が必要について）

自然災害に備えるとの観点から、リダンダンシーの確保は重要であり、国土軸の強化は防災・減災対策の強化に直結する。ミッシングリンクの解消をはじめとする高速交通網の整備は、着実に進めなければならない。

ただし、整備に当たっては財政制約なども十分に考慮すべきであり、整備の優先度や必要性などを十分に検証し、地域のニーズが高い事業を実施すべきだ。公明党は「防災・減災ニューディール」の展開に当たっては、各地で事業の優先性などを検討する「防災・減災総点検」の実施を考えている。

2 国と地方の協議

公明党は 1990 年の党大会や、1991 年の統一地方選挙の重点政策に「地方分権の地方自治」を掲げ、地方分権の必要性をいち早く主張してきた。

今回の衆院選においても地方分権を大きく進め、中央集権的な統治機構を抜本的に改め、より住民本位の効率的な行政を実現するため、「地域主権型道州制」の導入を提唱している。

移譲される権限や財源、道州の区域などの詳細は、新設する「道州制国民会議」で議論し集約するが、道州・基礎自治体には必要な税源を付与する他、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける方向で検討している。

3 国と地方の関係

道州制移行に向けて必要な法的措置を講じる。

国の出先機関の移管に関しては、国の事務・権限を大幅に地方に移譲し、国の出先機関の廃止・縮小を大胆に実施する。また、国が地方公共団体に対し事務の処理またはその方法を義務付ける、いわゆる「義務付け・枠付け」を廃止し、権限移譲を進める。

4 地方安定財源の確保

臨時財政対策債については、縮減や繰り上げ償還など、借金返済を優先するためのルールを法制化し、財政健全化に取り組む毅然とした政府の態度を示すべきと考える。

また、自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税等の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を「1対1」とすることを目指す。

5 地方自立自治体

自分たちのことは自分たちで決めるという道州制への移行により、国の行政組織を簡素化する。そして東京一極集中を是正し、中央集権的な日本の統治機構を一新する。これにより、各地域がそれぞれの地域の特性を発揮して活性化し、地域に応じた行政サービス提供に寄与するとともに、国家公務員および国会議員の大幅削減などが可能となり、国と地方、府県と指定都市に顕在化している二重行政の解消にもつながると考える。

6 地域経済対策と雇用対策

地域経済活性化のために公明党は、防災・減災対策の強化、国内立地補助金の拡充、再生可能エネルギーや省エネ投資を促進するための補助金や研究開発への支援等を通し、地域経済再生に全力をあげる。

地域における働く場の確保は、魅力ある地域づくりのために不可欠。今後は、重点分野雇用創出事業の延長などにより、成長が期待される分野に重点的に支援を行い、地域がそれぞれの実情に応じた人材を育成し雇用に結びつけることができるよう取り組む。

以 上